

# 福岡県公報

平成18年7月26日  
第2562号

## 目次

### 告示(第1386号-第1404号)

○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	1
○共同施行による土地改良事業計画変更の認可	(農地計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	8
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	9
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	9
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	11
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	12
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	13
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	14
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	15

### 公 告

○第35回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	16
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	17
○一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	17
<b>公安委員会</b>		
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	19

## 告 示

### 福岡県告示第1386号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
吉井第七土地改良区 久保白ダム土地改良区	18・7・12

### 福岡県告示第1387号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
嘉穂郡稲築町鴨生地区土地改良事業共同施行	平成18年7月12日

**福岡県告示第1388号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前原	県道	津和崎線	前	糸島郡志摩町大字松隈706番1先から同郡同町大字津和崎124番2先まで	7.6 ～ 26.4	503.0
			後	同上	9.6 ～ 30.8	
前原	県道	福岡線	前	糸島郡志摩町大字津和崎67番1先から同郡同町大字津和崎61番1先まで	12.6 ～ 25.6	161.0
			後	同上	12.6 ～ 41.0	

**福岡県告示第1389号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
久生訪16	ケアンドリハ久留米訪問看護ステーションKou	久留米市東合川新町11-70	18・5・1

福津生36	耳鼻咽喉科藤吉クリニック	福津市中央3丁目9-1	18・7・1
像生117	ほんだ耳鼻咽喉科	宗像市稲元1035-5	18・7・1
久生648	医療法人弘優会日高眼科クリニック	久留米市新合川1丁目3-30	18・5・1
久生650	医療法人やまうちクリニック	久留米市東櫛原町2303-23	18・6・1
久生651	石川眼科医院	久留米市荘島町16-10	18・5・31
久生649	古賀医院	久留米市三漕町田川104-1	18・6・1
遠生178	社会福祉法人福祉松快園吉田中央クリニック	遠賀郡水巻町吉田南2丁目9-1	18・6・1
遠生177	とよさわクリニック	遠賀郡水巻町下二東1丁目4-23	18・6・14
筑生78	さやの小児科	築上郡吉富町大字広津587-1	18・6・1
糸島生歯3	志摩歯科クリニック	糸島郡志摩町大字吉田23-1	18・7・1
久生歯291	もりもと歯科医院	久留米市新合川2丁目111	18・5・18
朝生歯3	小石原歯科診療所	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3784-1	18・7・1
柳生歯57	龍歯科医院	柳川市柳町16-4	18・6・1
像生薬47	有限会社ありす薬局	宗像市東郷5丁目14-38	18・5・8
像生薬48	りぼん薬局宗像店	宗像市稲元1035-5	18・7・1
宰生薬28	杏林調剤薬局向佐野店	太宰府市大字向佐野419-1	18・6・1
春生薬41	有限会社あすか薬局	春日市春日原東町3丁目20	18・7・1
朝生薬18	株式会社アガベ朝倉薬局	朝倉郡筑前町東小田1532-4	18・7・1
朝生薬17	はーぶ薬局筑前店	朝倉郡筑前町東小田3403-5	18・7・1
遠生薬58	有限会社あしや薬局	遠賀郡芦屋町中ノ浜11-32	18・7・1
遠生薬57	さくら薬局水巻南店	遠賀郡水巻町下二東1丁目455-1	18・7・1
久生訪16	ケアンドリハ久留米訪問看護ステーションKou	久留米市東合川新町11-70	18・5・1

田川生訪7	福智町立コスモス診療所 訪問看護ステーション	田川郡福智町赤池970-1	18・3・6
-------	---------------------------	---------------	--------

## 福岡県告示第1390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から  
休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
糸生84	岩隈整形外科医院	前原市前原中央1丁目2-5	18・6・9

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
春生109	医療法人三喜会伊藤医院	春日市昇町7丁目87	18・6・19
久生334	石川眼科医院	久留米市荘島町16-10	18・5・30
久生524	やまうちクリニック	久留米市東櫛原町2303-23	18・5・31
久生567	日高眼科クリニック	久留米市新合川1丁目3-30	18・4・30
久生623	古賀医院	久留米市三瀬町田川104-1	18・5・31
飯生260	佐々木病院	飯塚市枝国520	18・5・31
中生74	社会福祉法人福祉松快園 吉田中央クリニック	中間市岩瀬4丁目1190番地2	18・5・31
大生246	池田外科医院	大牟田市大正町2丁目9-5	18・6・6
柳生歯8	龍齒科医院	柳川市柳町16-4	18・5・31
像生薬16	有限会社エトウ薬局宗像 店	宗像市東郷5丁目14-38	18・5・7

## 福岡県告示第1391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から  
所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生68	今村医院	宗像市土穴201弓削ビル2F	宗像市赤間駅前1丁目2-7弓削ビル2F	18・2・27
久生587	緒方クリニック	久留米市田主丸町志塚島783	久留米市田主丸町上原60	18・5・1
像生薬10	安部薬局	宗像市土穴198	宗像市赤間駅前2丁目8-3	18・2・27
久生薬167	志塚島調剤薬局	久留米市田主丸町志塚島845	久留米市田主丸町上原字野畑60	18・5・1
遠生薬39	有限会社あさぎ薬局	遠賀郡遠賀町大字浅木978-3	遠賀郡遠賀町浅木2丁目29-21	15・11・7
田川生訪5	訪問看護ステーション・あけぼの	田川郡香春町大字中津原1250-1	田川郡香春町大字高野1144	18・6・1

## 福岡県告示第1392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田川生マ2	川端勝則（川端マッサージ院）	田川郡糸田町1652	18・6・1
筑紫生柔18	山村淳一郎（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫1丁目13-1	18・6・21
筑紫生柔19	佐伯徳志（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫1丁目13-1	18・6・21

筑紫生柔20	村中真由美（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫1丁目13-1	18・6・21
筑紫生柔21	阿部直子（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫1丁目13-1	18・6・21
筑紫生柔22	松尾剛（ちくしの整骨院）	筑紫野市二日市南2丁目10-6	18・6・30
筑紫生柔23	豊原清二郎（とよはら整骨院）	筑紫野市二日市中央4丁目12-7	18・6・29
古生柔7	納富元大（のうとみ整骨院）	古賀市千鳥6丁目1612-599	18・7・3
女生柔9	大塚史彦（大塚整骨院）	八女郡広川町大字久泉524-1	18・5・23
筑紫地生柔2	糸瀬真悟（いとせ整骨院）	筑紫郡那珂川町仲1丁目123	18・6・1
粕生柔26	日山将剛（日山整骨院）	糟屋郡志免町志免4丁目14-3 HOT'Sプラザ志免城戸D館105号	18・6・20
鞍生柔11	金色幸一（なのはな整骨院）	鞍手郡鞍手町大字中山2311	18・6・5
京生柔14	永峰聡（ゆたか整骨院）	京都郡みやこ町国作615-1	18・7・1

## 福岡県告示第1393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
小支9	小郡市地域包括支援センター	小郡市小郡255-1	18・4・1	予支援
久介歯289	みねまつ歯科	久留米市国分町946-3	18・4・1	居管・予居管

像介薬47	有限会社ありす薬局	宗像市東郷5丁目14-38	18・5・8	福用・居管・予福用・予居管
久居225	合資会社山田勇商店	久留米市東櫛原町2029	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
久居223	桜ケアセンター	久留米市御井町2404-1	18・4・1	通り・予通り
久居224	有限会社ヘルパーステーションクレイ	久留米市宮ノ陣5丁目11-35	18・4・1	訪介・予訪介
久支68	ケアプランサービス桜	久留米市御井町2404-1	18・4・1	居支
久居226	デイサービス楓	久留米市国分町865-3	18・7・1	通介・予通介
直居70	I・K株式会社福祉用具センター	直方市大字山部810-40	18・6・1	福用・福販・予福用・予福販
飯居197	ケアセンターイッセイ	飯塚市勢田1854-7	18・4・1	通介・予通介
田居121	デイサービスめぐみ	田川市大字夏吉364	18・4・1	通介・予通介
田居122	デイサービスセンターあいあい弓削田	田川市大字奈良233-3	18・7・1	通介・予通介
田居120	デイサービスセンターげんき	田川市番田町3-7	18・7・1	通介・予通介
柳居43	さくら・介護ステーション柳川	柳川市宮永町20-8-201	18・5・1	訪介・予訪介
行居54	さわやか行橋館	行橋市北泉3丁目11-3	18・3・1	短生・特生・予短生・予特生
豊居20	デイサービスケアポートぶぜん	豊前市大字赤熊1359-1	18・6・1	通介・予通介
中居39	ヘルパーステーション元気	中間市桜台1丁目19-5	18・5・1	訪介・予訪介

春居37	グッドタイム春日 デイサービスセン ター	春日市平田台1丁目138- 2	18・6・1	通介・予通介
春居38	エフコープデイサ ービス光町	春日市光町2丁目91	18・6・1	通介・予通介
宰支10	丸山病院ケアプラ ンサービス	太宰府市坂本1丁目4-6	12・9・22	居支
宰居29	丸山病院デイケア さくら園	太宰府市坂本1丁目4-6	18・4・1	通り・予通り
宰居30	ケアサービスどん ぐり	太宰府市朱雀4丁目6-11 コーポ杉201	17・12・1	訪介・予訪介
粕居46	介護ステーション すみれ	糟屋郡新宮町下府3丁目18 -1ファミリーマートビル 2F	18・5・1	訪介・予訪介
福津居25	スペース・ワン	福津市花見が丘1丁目4- 8	18・5・1	福用・福販・ 予福用・予福 販
福津居26	デイサービス福津 の杜	福津市津屋崎1247-3	18・4・1	通介・予通介
八女居37	馬場病院	八女郡広川町大字新代1389 -409	18・7・1	通り・予通り
久居222	J A くるめドゥ・ ファミユひかり 24	久留米市東和町4-2	18・5・1	小居・予小居
久居227	グループホームい ちょうの杜諏訪野	久留米市諏訪野町2170-19	18・5・1	認共
北支1	千鳥橋病院附属た ちばな診療所	糟屋郡新宮町夜白5丁目5 -17	18・4・1	訪看・訪リ・ 通り・居管・ 居支・予訪看 ・予訪リ・予 通り・予居管

筑紫介療4	医療法人文杏堂杉 病院	筑紫野市二日市中央1丁目 3-2	18・4・1	訪看・訪リ・ 通り・居管・ 短療・療養・ 予訪看・予訪 リ・予通り・ 予居管
大支1	医療法人曾我病院	大牟田市大字吉野859	18・4・1	訪看・訪リ・ 通り・居管・ 短療・療養・ 居支・予訪看 ・予訪リ・予 通り・予居管
田介療1	田中医院	田川市春日町1-7	18・4・1	訪看・訪リ・ 通り・居管・ 短療・療養・ 予訪看・予訪 リ・予通り・ 予居管
北生介老4	介護老人保健施設 永寿苑	糟屋郡須恵町大字新原14- 7	18・4・1	通り・短療・ 老保・予通り ・予短療
筑紫生介老 2	介護老人保健施設 リハビリハイツア シスト桜台	筑紫野市大字常松456-2	18・4・1	通り・短療・ 認通・老保・ 予通り・予短 療・予認通
柳生介老3	介護老人保健施設 シャンティ	柳川市大和町豊原521-7	18・4・1	通り・短療・ 老保・予通り ・予短療
田川生介老 3	介護老人保健施設 幸陽園	田川郡川崎町大字川崎3204 -1	18・4・1	通り・短療・ 老保・予通り ・予短療
田川生介老 4	介護老人保健施設 勝寿苑	田川郡福智町赤池510-131	18・4・1	通り・短療・ 老保・予通り ・予短療
京居73	グループホーム美 咲	京都郡みやこ町犀川本庄458 -2	18・4・1	認共・予認共

京居75	介護付有料老人ホーム夢のケア桜の里	京都郡みやこ町勝山松田1138	18・4・1	特生・予特生
大居61	NPOグッドケアサポート	大牟田市大字草木267-1	18・4・1	訪介・予訪介
大居103	NPOマイラポールハウス(明治町)	大牟田市明治町3丁目54-1	18・4・1	通介・予通介
久居33	唐孔雀園ケアプランサービス	久留米市青峰3丁目12-1	18・4・1	訪介・短生・居支・予短生
久居77	特定非営利活動法人さわやか大善寺宅老所よあけ	久留米市大善寺町夜明839-2	18・4・1	通介・予通介
久居94	ケアホーム宮の陣	久留米市宮ノ陣4丁目13-12 ケアホーム宮の陣	18・4・1	特生・予特生
直居1	有限会社直方メディカルサービス	直方市大字知古798-1	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
飯居90	介護サービス・いこい	飯塚市相田259-40	18・4・1	訪介・予訪介
飯支44	フミケアセンター	飯塚市中字高橋475-3	18・4・1	訪介・居支・予訪介
田居7	ムネ介護サービス	田川市大黒町9-3	18・4・1	訪介・予訪介
田居11	有限会社ケア・サービス田川	田川市上本町11-33	18・4・1	訪介・予訪介
田居35	デイサービスセンター実りの里	田川市大字弓削田字豆田341-1	18・4・1	通介・予通介
田居63	在宅介護センターおにつ	田川市大字伊加利2034-174	18・4・1	訪介・予訪介
田居89	暖家の丘位登デイサービスセンター	田川市大字位登870	18・4・1	通介・認通・予認通
田居92	介護サービスサンライズ	田川市大字楠1700-256	18・4・1	訪介・予訪介

田居108	介護ステーションかがやき	田川市魚町8-10	18・4・1	訪介・予訪介
柳居6	デンナー桃源郷	柳川市矢加部249-5	18・4・1	通介・予通介
柳居12	金子病院デイケアセンター	柳川市久々原65	18・4・1	通り・予通り
柳居10	デンナー桃源郷ホームヘルプサービス	柳川市矢加部249-5	18・4・1	訪介・予訪介
柳居40	有限会社みらい介護サービス柳川店	柳川市上宮永町123-2	18・4・1	予福用・予福販
嘉麻居12	デイサービスセンター遊心の里	嘉麻市上山田1440-6	18・4・1	通介・予通介
大川介福2	特別養護老人ホーム大川荘	大川市大字大野島字笹の下857-1	18・4・1	短生・老福・予短生
大川居8	老人デイサービスセンター大川荘	大川市大字大野島字笹の下857-1	18・4・1	通介・予通介
行居50	ほのかケアサービスセンター	行橋市南大橋2丁目4-27	18・4・1	訪介・予訪介
中居1	砂山デイサービスセンター	中間市大字垣生字下大隈田1535	18・4・1	通介・予通介
宰居1	太宰府社協訪問入浴サービス	太宰府市白川2-10 太宰府市総合福祉センター1階	18・4・1	訪入・予訪入
宰居2	太宰府社協訪問介護サービス	太宰府市白川2-10 太宰府市総合福祉センター1階	18・4・1	訪介・予訪介
宰居3	有限会社福岡介護ヘルスサービス太宰府事業所	太宰府市高雄5丁目22-18	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
宰居30	ケアサービスどんぐり	太宰府市朱雀4丁目6-11 コーポ杉201	18・4・1	訪介・予訪介
古居22	医療法人植田脳神経外科医院デイサービスセンター	古賀市久保1095-1	18・4・1	通介・予通介

福居1	有限会社ケースワーク訪問介護事業所	筑紫郡那珂川町大字安德554-1	18・4・1	訪介・予訪介
福居2	有限会社ケースワーク	筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目72 リバーサイドⅡ	18・4・1	訪入・予訪入
福居3	有限会社ケースワーク福祉用具貸与事業所	筑紫郡那珂川町大字安德554-1	18・4・1	福用・予福用
筑紫地居1	ジェイアール九州メンテナンス株式会社ケアサポート福岡営業所	筑紫郡那珂川町今光5丁目108-1	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
筑紫地居9	那珂川デイサービスほっと	筑紫郡那珂川町大字安德554-1	18・4・1	通介・予通介
北居58	グループホームひだまりの丘	糟屋郡須恵町大字新原14-7	18・4・1	認共・予認共
北居57	有限会社タキ商会	糟屋郡粕屋町大字仲原2305	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
粕居19	デイサービスセンターエルム	糟屋郡粕屋町大字内橋134-8	18・4・1	通介・認通・予認通
福津居12	福津市社会福祉協議会福祉用具レンタルセンター	福津市手光南2丁目1-1 福津市健康福祉総合センター	18・6・1	福用・福販・予福用・予福販
遠居20	有限会社きぬ川電器	遠賀郡芦屋町中ノ浜6-15	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
遠居84	はびねすデイサービスセンター遠賀	遠賀郡遠賀町大字今古賀466-2	18・4・1	通介・予通介
鞍居83	ヘルパーステーション幸楽	鞍手郡小竹町大字勝野2656-2	18・4・1	訪介・予訪介
鞍居43	デイサービスセンター鞍手園	鞍手郡鞍手町大字古門山ノ鼻2931-1	18・4・1	通介・予通介

嘉居2	デイサービスセンター明日香園	嘉穂郡桂川町大字土師4502-1	18・4・1	通介・予通介
嘉麻支13	株式会社コムス 稲築東ケアセンター	嘉麻市漆生899-5	18・4・1	訪介・居支・予訪介
飯居126	陽だまりホームヘルプサービス事業所	飯塚市棕本167	18・4・1	訪介・予訪介
飯居158	通所介護すずらん	飯塚市綱分933-6	18・4・1	通介・予通介
飯居137	訪問介護すずらん	飯塚市綱分933-7	18・4・1	訪介・予訪介
飯居118	ケアセンターイッセイ	飯塚市勢田1854-7	18・4・1	訪介・予訪介
女支5	社会福祉法人黒木町社会福祉協議会	八女郡黒木町大字桑原460	18・4・1	訪介・訪入・居支・予訪介・予訪入
女居3	桜の里デイサービスセンター	八女郡黒木町大字木屋2830	18・4・1	通介・予通介
女居1	特別養護老人ホーム若久園	八女郡広川町大字新代1389	18・4・1	短生・老福・予短生
女居2	グリーンコープデイサービスセンター「こもれびの家」	八女郡広川町大字一條1065-7	18・4・1	通介・予通介
女居8	社会福祉法人広川町社会福祉協議会	八女郡広川町大字新代2165-1	18・4・1	訪介・通介・居支・予訪介・予通介
女居29	若久園デイサービスセンター	八女郡広川町大字新代1389	18・4・1	通介・認通・予通介・予認通
女居24	デイサービスセンター長峰の丘	八女郡広川町大字六田351-8	18・4・1	通介・予通介
女居31	社会福祉法人久英会若久園ホームヘルプサービス	八女郡広川町大字新代1389-121	18・4・1	訪介・予訪介

女居9	ゆいのもり訪問介護事業所	八女郡矢部村大字矢部字福取田地内	18・4・1	訪介・予訪介
女居10	ゆいのもり通所介護事業所	八女郡矢部村大字矢部字福取田地内	18・4・1	通介・予通介
女介福6	特別養護老人ホームゆいのもり	八女郡矢部村大字矢部4058-1	18・4・1	短生・老福・予短生
嘉麻居66	ヘルパーステーションさやか	嘉麻市上山田1402-20	18・4・1	訪介・予訪介
田川居101	ホームヘルプ愛	田川郡香春町大字中津原1872-3	18・4・1	訪介・予訪介
田川居108	かがみヘルパーステーション	田川郡香春町大字中津原259-9	18・4・1	訪介・予訪介
田川居11	サングリーンそえだヘルパーステーション	田川郡添田町大字庄1130	18・4・1	訪介・居支・予訪介
田居67	有限会社ことぶき	田川市大字伊田2741-20	18・4・1	福用・予福用
田川居120	デイサービスONEらいふ	田川郡添田町大字落合3466	18・4・1	通介・予通介
田川居143	グループホーム添寿の里	田川郡添田町大字庄1123-1	18・4・1	認共・予認共
田川居50	ヘルパーサービス龍	田川郡福智町金田198	18・4・1	訪介・予訪介
田川居64	在宅介護センター幸	田川郡福智町神崎1618-58	18・4・1	訪介・予訪介
田川居140	グループホーム元気の里	田川郡糸田町下糸田2496-1	18・4・1	認共・予認共
田川居158	田川訪問介護サービスセンター	田川郡糸田町1961-4	18・4・1	訪介・予訪介
田川居49	ケアセンターリリー	田川郡川崎町大字川崎1048	18・4・1	訪介・予訪介
田川居63	特定非営利活動法人ヘルパーステーション虹の郷	田川郡川崎町大字川崎922-1	18・4・1	訪介・予訪介

田川居110	特定非営利活動法人デイサービスセンター虹の郷	田川郡川崎町大字川崎922-1	18・4・1	通介・予通介
田川居116	有限会社訪問介護ケアサポートあじさい	田川郡川崎町大字川崎444-13	18・4・1	訪介・予訪介
田川居160	幸ヘルパーステーション	田川郡川崎町大字川崎617-98	18・4・1	訪介・予訪介
田川居171	ひょうたん介護サービス	田川郡川崎町大字池尻458-9	18・4・1	訪介・予訪介
田川居181	クローバー訪問介護サービス	田川郡川崎町大字池尻355-9	18・4・1	訪介・予訪介
田川居87	鶴亀の里デイサービスセンター	田川郡福智町赤池528-1-26	18・4・1	通介・予通介
田川居124	鶴亀の里訪問介護事業所	田川郡福智町赤池528	18・4・1	訪介・予訪介
田川居182	T A K e ケアセンター	田川郡福智町赤池本町68-15	18・4・1	訪介・予訪介
田川居67	社会福祉法人菊陽会恵苑デイサービスセンター	田川郡福智町伊方827	18・4・1	通介・予通介
田川居76	有限会社ヘルパーステーションみらい	田川郡福智町伊方2632-3	18・4・1	訪介・予訪介

## 福岡県告示第1394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
北居36	アイリスケアセンター 粕屋	アイリスケアセンター松崎	福岡市東区松崎3丁目4-20	17・9・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田川介訪5	訪問看護ステーション・あけぼの	田川郡香春町大字中津原1250-1	田川郡香春町大字高野1144	18・6・1
粕居7	ヘルパーステーションワークーズ	糟屋郡宇美町とびたけ4丁目1-1	糟屋郡志免町志免中央1丁目13-13	18・5・21
北居36	アイリスケアセンター松崎	糟屋郡粕屋町仲原285-1 原町店舗	福岡市東区松崎3丁目4-20	17・9・1
田川支2	ケアプランプラザあけぼの	田川郡香春町中津原1250番地1	田川郡香春町大字高野1144	18・6・1
嘉麻居66	ヘルパーステーションさやか	田川郡香春町大字香春669	嘉麻市上山田1402-20	18・4・1

## 福岡県告示第1395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
久支36	医療法人社団五雲堂すずのねケアプランサービス	久留米市白山町390	18・6・1

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春介109	医療法人三喜会伊藤医院	春日市昇町7丁目87	18・6・19
女介110	馬場病院	八女郡広川町大字新代1389	18・6・30
像介薬16	有限会社エトウ薬局宗像店	宗像市東郷5丁目14-38	18・5・7
大居76	NPOラポールデイセンター	大牟田市大字草木267	18・6・30
大居79	ゆかりヘルパーステーション	大牟田市大字倉永65-2	18・5・31
大支50	ゆかりケアプランサービス	大牟田市大字倉永65-2	18・5・31
春居21	グッドタイム春日デイサービスセンター	春日市平田台1丁目138-2	18・5・31
宰居28	バリアフリーラウンジあおぞら筑紫野店	太宰府市都府楼南5丁目6-1	18・7・1
南居14	みずまデイサービスセンター	三潴郡大木町大字八町牟田1621-1	18・6・30

## 福岡県告示第1396号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

## (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

(ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	18年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	18年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	宮若市中央公民館 若宮分館	宮若市
	18年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	宮若市マリーホール 宮田	
	18年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	中間市
	18年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町中央公民館	鞍手町
	18年9月20日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月21日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	直方市
	18年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	18年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00		
18年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00			

	18年9月30日から 18年11月29日まで	左欄の間に行う検査については、鞍手郡内各町、宮若市、中間市及び直方市と協議の上、指示する。	鞍手郡 宮若市 中間市 直方市
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	18年9月30日から 18年11月29日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	鞍手郡 宮若市 中間市 直方市

イ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で開催する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年9月30日から 18年12月28日まで			鞍手郡 宮若市 中間市 直方市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で開催する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年9月30日から 18年11月29日まで			鞍手郡 宮若市 中間市 直方市

イ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で開催する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年9月30日から 18年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		鞍手郡 宮若市 中間市 直方市

## 福岡県告示第1397号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

## (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり（イ）に掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	18年9月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	山川町民センター	山川町
	18年9月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	瀬高町中央公民館	瀬高町
	18年9月13日	10:00～12:00 13:00～15:00		
	18年9月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市三橋公民館	柳川市
	18年9月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市大和公民館	
	18年9月19日	10:00～12:00 13:00～15:00		

	18年9月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	柳川市城内公民館	
	18年9月21日	10:00～12:00 13:00～15:00		
	18年9月22日	10:00～12:00 13:00～15:00		
	18年9月23日から 18年11月22日まで	左欄の間に行う検査については、山門郡内各町及び柳川市と協議の上、指示する。		山門郡 柳川市
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	18年9月23日から 18年11月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		山門郡 柳川市

## イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年9月23日から 18年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		山門郡 柳川市

## 2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

福岡県計量検定所

## (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年9月23日から 18年11月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		山門郡 柳川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年9月23日から 18年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		山門郡 柳川市

#### 福岡県告示第1398号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり（イ）に掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	18年10月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所玄海庁舎	宗像市
	18年10月3日	10：30～12：00 13：00～15：00	宗像市大島支所庁舎	
	18年10月4日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市中央公民館	
	18年10月6日	10：00～12：00 13：00～15：00		

	18年10月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	あんずの里	福津市
	18年10月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市文化会館	
	18年10月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所福間庁舎	
	18年10月16日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月17日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月18日から 18年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、宗像市及び福津市と協議の上、指示する。		宗像市 福津市
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	18年10月18日から 18年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宗像市 福津市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年10月18日から 18年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宗像市 福津市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年10月18日から 18年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宗像市 福津市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年10月18日から 18年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宗像市 福津市

#### 福岡県告示第1399号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり（イ）に掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	18年10月10日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月11日	10：00～12：00 13：00～15：00		
			大牟田市民体育館	大牟田市

	18年10月12日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月13日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	高田町総合保健福祉センター	高田町
	18年10月17日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	大川市役所	大川市
	18年10月19日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月20日	10：00～12：00 13：00～15：00		
	18年10月21日から 18年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、大牟田市、高田町及び大川市と協議の上、指示する。		大牟田市 高田町 大川市
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数6,000を超えるものの検査	18年10月21日から 18年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		大牟田市 高田町 大川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年10月21日から 18年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		大牟田市 高田町 大川市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

福岡県計量検定所

## (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年10月21日から18年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		大牟田市 高田町 大川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	18年10月21日から18年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		大牟田市 高田町 大川市

## 福岡県告示第1400号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人OHANA環境協会

## (2) 代表者の氏名

緒方 美加

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区青葉台西四丁目11番11号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者、心の病んだ子供・青少年、介護従事者などに対し、カウンセリング教室・リラックス効果を高める為のアロマケア教室などの講習会を行うと共に、雇用機会の選択肢を広げる為の各種講座、住みよい社会構築の為に欠かせない環境問題の提案・環境を考える会などの啓発事業を行う。さらに社会貢献を目指すすべてのNPO法人と協調し地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1401号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人エルピス会

## (2) 代表者の氏名

俵 靖子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡水巻町猪熊七丁目12番33号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、海外の貧しい地域において 障害者の生活を支援する事業を行うと共に国内外の人々に対して ボランティア人材の育成や 情報提供事業などを行う

ことによって地球上に共に生きる人間としての自覚を深め、地域とそこに住む人類の幸福を求め 平和な世界を実現することを目的とする。

---

**福岡県告示第1402号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年6月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人陽気

## (2) 代表者の氏名

岡田 嘉明

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区石田南一丁目5番23-103号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、日常生活に支障のある高齢者に対して、介護・家事サービス及び介護の相談等を行う。また関係機関との連携をとり、各自に生き甲斐をもってもらい社会を明るくし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1403号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人アジア女性センター

## (2) 代表者の氏名

堤 要

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区春吉二丁目2番26号 第十三扇ビル501

## (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、アジアの女性・子どもに対して、生活相談及びサポート活動に関する事業を行い、アジアの女性のエンパワーメントに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、おもにアジアの女性・子どもに対して、生活相談及びサポート活動に関する事業を行い、女性のエンパワーメントに寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1404号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人いやしのさと

## (2) 代表者の氏名

追立 真司

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県京都郡みやこ町国分1396番地
- (4) 定款に記載された目的

本会は、人のいのち、価値観、生き方の尊厳を基本とし、高齢者、障害者、その家族等、弱い立場におかれている人が、それぞれ自分らしく暮らせる環境づくりとその支援を通して、ほのぼのとしたところ豊かなまちづくりに寄与し、いやしのある生き活きた福祉社会の建設に協力することを目的とする。

## 公 告

### 公告

第35回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 受験資格

特に制限はない。

#### 2 試験

##### (1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

- ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

##### (2) 日時及び場所

日 時		場 所
平成18年10月13日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

#### 3 受験手続及び受付期間

#### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

#### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年8月21日（月曜日）から同年9月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年9月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の氏名は、平成18年10月末までに発表する。発表は、県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

#### 5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

## 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（4） 第11575号	有限会社日本測量開発 代表者 藤原 平	福岡市西区飯氏879-1

## 2 聴聞期日及び場所

平成18年8月9日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟地下1階行政5号会議室

## 3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

## 4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

## 公告

ネットワークプリンタ（平成18年9月及び平成19年1月導入分）の賃貸借及び保守について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 賃貸借内容

(1) 賃貸借契約の名称

ネットワークプリンタ（平成18年9月及び平成19年1月導入分）の賃貸借及び保守

(2) 賃貸借契約の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年9月1日から平成23年12月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年8月8日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A
05	02	電気通信機器	A
13	08	リース・レンタル	A

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成18年8月8日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班

(2) 受領期限

平成18年8月8日(火)午後5時00分

(3) 提出方法

直接

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階 行政7号会議室

(2) 日時

平成18年8月9日(水)午前10時30分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、それ

以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

**公安委員会**

福岡県公安委員会規則第17号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年7月26日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部199号の項中

北九州市若松区中川町354番6地先から同市八幡西区美吉野1167番7地先まで

を

北九州市若松区中川町354番6地先から同市八幡西区美吉野1167番7地先まで

北九州市戸畑区川代1丁目60番3地先から同市若松区本町3丁目548番2まで

に改め、同表市道の部中

北九州高速4号線 北九州市門司区大字黒川から同市八幡西区市瀬2丁目まで

北九州高速4号線（黒崎東出入口） 北九州市八幡西区市瀬2丁目から同区引野1丁目1まで

福岡高速1号線 福岡市東区箱崎ふ頭1丁目から同市博多区千代6丁目79番2地先まで

福岡高速1号線（東浜出入口） 福岡市東区東浜1丁目から同区東浜1丁目まで

福岡高速2号線 福岡市博多区千代6丁目79番2地先から太宰府市水城2丁目まで

を

北九州高速4号線 北九州市門司区大字黒川506番1地先から同市八幡西区引野1丁目5番6地先まで

福岡高速1号線 福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番地先から同市博多区千代6丁目78番1地先まで

福岡高速2号線 福岡市博多区千代6丁目79番2地先から太宰府市水城2丁目678番5地先まで

福岡高速4号線 福岡市東区箱崎ふ頭5丁目6番地先から同区蒲田3丁目812番1地先まで

に、

新池25号線 北九州市戸畑区川代1丁目88番地先から同区新池3丁目510番2地先まで

川代本町1号線 北九州市戸畑区川代1丁目60番3地先から同市若松区本町3丁目548番2まで

を

新池25号線 北九州市戸畑区川代1丁目88番地先から同区新池3丁目510番2地先まで

に改める。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。